

瀬戸内市小・中学校

瀬戸内キズナ ホリデー



瀬戸内市では、家族とのふれあいの中での体験を通して主体的な学びの楽しさを実感する機会をつくるため、令和8年度から「瀬戸内キズナ・ホリデー」を創設します。

平日だからこそできる学習活動を子どもと一緒に計画してみましょう。

瀬戸内キズナ・ホリデーとは

「瀬戸内キズナ・ホリデー」とは、子どもが学校を休んで、保護者等とともに、校外（家庭や地域等）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日のことをいいます。

校外での自主活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いになります。

保護者等の休暇にあわせて申請をし、**年度3日まで**とることができます。

申請・承認の流れ

1 計画を立てる 子どもと一緒に計画を立ててください。

①いつ学ぶのか。②どこで学ぶのか。③何を学ぶのか。④誰と（保護者等）学ぶのか。子どもと一緒に計画を立てましょう。

※保護者等とは、保護者、祖父母、その他保護者が子どもとともに活動することを認める大人（成年者）です。

2 申請する

- ① 学校のHPから**申請書をダウンロードし、保護者が必要事項を記入**する。
- ② 活動日の**1週間前まで**に申請書を学校に提出する。

3 承認

- ① 活動内容を学校で確認し、校長が承認します。
- ② 承認・不承認の結果は、担任が保護者へ連絡します。

活動実施除外期間

◆以下の期間は、瀬戸内キズナ・ホリデーをとることができません。

- 各学期の始業式から1週間
- 入学式（1年）
- 卒業式（小6・中3）
- 運動会（前1週間を含む）
- 文化祭（前1週間を含む）
- 学習発表会（前1週間を含む）
- 修学旅行（該当学年）
- 校外学習（該当学年）
- 定期考査期間
- その他、学校が定める期間

実施除外期間は学校によって異なりますので。各学校の申請書のP2を参照するか、各学校ににお問い合わせください。



瀬戸内キズナ・ホリデー活動例

子どもが保護者と一緒に過ごす時間が大切です。何を学ぶのかについて、子どもとしっかりと相談し、計画をしてください。その計画から「瀬戸内キズナ・ホリデー」の学びが始まっています。

家族キャンプで天体観測

大自然の中、家では見ることのできない星や星座を見つけてみましょう。静寂の中で見る星空は子どもも大人も一生の思い出となることでしょう。



家族で創作活動

陶芸体験やガラス吹き、写真撮影や風景スケッチなどの創作活動から、子どもの新たな才能が開花する瞬間とともに過ごせるかも。



家族旅行で文化・歴史探訪

旅行先の文化や風土は、実際に行ってみて、肌で感じることで初めて分かることがあります。学校ではできない学びのひとつです。



家族でボランティア活動

学校で参加するボランティアとはまた違う学びがあることでしょう。人のために家族で汗を流す経験は何事にも代えがたいはず。



家族で農業体験

普段口にしている米や野菜はどのように育てられているのか。体験活動を通して家族でともに学び、食の大切さ、農業に携わる人々への感謝を学びましょう。



家族でスポーツ体験

スポーツを通して家族のふれあいと、健康増進を。習い事や部活動とは異なるスポーツなら、より学びも多いことでしょう。



瀬戸内市小・中学校「瀬戸内キズナ・ホリデー」Q&A

Q1：どのような活動であれば承認されるのですか。

A1 「瀬戸内キズナ・ホリデー」は、①保護者等と一緒に、②体験や探究の学び・活動です。そのため、①②の両方を満たす活動を計画してください。
家族で話し合い、「何を学ぶか」を事前にしっかりと計画を立てる必要があります。その計画を立てることから学びは始まっています。

Q2：連続した日の取得は可能ですか。

A2 年度3日までであれば、連続取得は可能です。

Q3：取得しなかった日数は次年度に繰り越されますか。

A3 残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q4：休んだ日の授業の内容を学習するための補充学習はありますか。

A4 「瀬戸内キズナ・ホリデー」を取得することで受けられない授業の内容は、保護者の責任において補完してください。補習授業等はできません。ただし、授業で配付したプリント等は後日配付します。

Q5：休んだ日の給食はどうなりますか。

A5 病気等での欠席と同じ対応とします。「瀬戸内キズナ・ホリデー」の日の給食を事前に予約停止するなどの特別の扱いはありません。

Q6：瀬戸内市キズナ・ホリデーを取得したことで成績が不利になることがありますか

A6 「瀬戸内キズナ・ホリデー」を取得することで成績が不利になることはありません。



【制度に関すること】
瀬戸内市教育委員会 総務学務課 指導係
TEL 0869-34-3968

【申請等の運用に関すること】
お子様の通う各小・中学校

